

契 約 書 (案)

- 1 契約の内容 愛媛県美術館本館空調設備中央監視装置更新業務
(別添設計書及び仕様書のとおり)
- 2 契約金額 ¥ — (うち消費税及び地方消費税の額 ¥ —)
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日(水)まで
- 4 履行場所 愛媛県美術館(愛媛県松山市堀之内)
- 5 契約保証金

上記について、愛媛県美術館を甲とし、 を乙として、甲乙間において次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、頭書の定めにより、誠実にこれを履行しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用その他この契約に関する一切の費用は、すべて乙の負担とする。
(完了通知)

第2条 乙は、業務が完了したときは、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。

(検査等)

第3条 甲は、前条の規定により完了通知があったときは、すみやかに完了検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、検査の結果について、甲に対して異議を申し立てることができない。

3 検査に直接必要な費用及び検査のために消耗、変質又はき損した物品に係る一切の損失は、すべて乙の負担とする。

(補修又は交換等)

第4条 乙は、前条第1項の検査に合格しないときは、補修又は交換を行い、検査に合格するようにななければならない。

2 前項の規定により補修又は交換が完了したときは、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。

3 前項の規定により完了通知があったときは、第3条の規定を準用する。

(代金の支払)

第5条 乙は、第3条の規定による検査に合格したときは、甲の定める手続に従って、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、請求書を受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に乙に代金を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示して、これを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(支払及び検査の遅延)

第6条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、遅延利息を乙に支払うものとする。遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)に基づき計算するものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間(次項において「遅延期間」という。)の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。

3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、

その超える日数に応じ、第1項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

(代理受領の禁止)

第7条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利の譲渡等)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会および中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(一括再委託等の禁止)

第9条 乙は、業務の全部を一括して、又は甲が仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、引き渡された目的物が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行期限の延長)

第11条 乙は、履行期限までに業務を完了することができないときは、遅滞なくその理由を詳記して、履行期限の延長を願い出なければならない。この場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(遅延損害金等)

第12条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により履行期限までに業務を完了することができなかったときは、履行期限の翌日から完了検査に合格する日までの日数に応じ、契約金額に遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額を、遅延損害金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の日数には、業務の完了通知のあった日から検査を終了した日までの日数を算入しないものとする。

(契約保証金の返還等)

第13条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第3条の規定により完了検査に合格したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(甲の解除権)

第 14 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。
- (2) 乙が履行期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。
- (5) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

3 甲は、第 1 項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の 10 分の 1 を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第 15 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 16 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、乙が修繕の実施に当たり、故意又は過失によって建物、機械器具等（第三者の所有に属する者を含む。）を破損若しくは亡失し、それによって甲が損害を受けたときは、乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(協議解除)

第 17 条 甲は、必要があるときは、いつでも、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙に損害の確証があり、かつ、乙から契約解除後 30 日以内に損害賠償の請求があったもの限り、甲が適当と認める金額を賠償するものとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合は、この限りでない。

(事情変更による契約の変更)

第 18 条 この契約締結後において、天災地変その他不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額、履行期限その他の契約内容を変更することができる。

(秘密の保持)

第 19 条 乙は、修繕を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(その他)

第 20 条 この契約に定めのない事項については、会計規則並びに遅延防止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 愛媛県松山市堀之内
氏 名 愛媛県美術館長 伊賀上 慶樹

乙 住 所
氏 名